

不具合事例

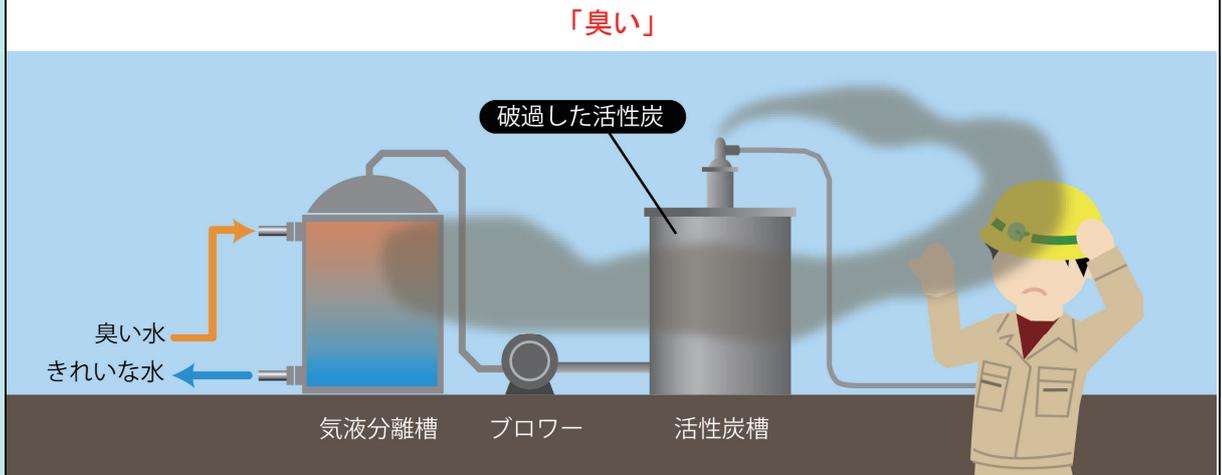
整理番号 T-08-006

タイトル	活性炭の効果がなくなっています！		
工種	<input type="checkbox"/> 調査 <input checked="" type="checkbox"/> 対策	フェーズ	<input type="checkbox"/> 計画 <input checked="" type="checkbox"/> 作業中
対象汚染物質	第一種特定有害物質、油類		
土地履歴	<input type="checkbox"/> 宅地 <input checked="" type="checkbox"/> 工場跡地 <input checked="" type="checkbox"/> 特定有害物質使用工場 <input type="checkbox"/> その他		
説明図	<p style="text-align: center;">「なんか臭い！」</p>		
作業内容	曝気装置の運転管理		
使用機器	曝気装置		
不具合事項			
<ul style="list-style-type: none"> ・VOC 汚染水の曝気装置運転において排ガス設備（活性炭槽）の管理を怠ったため、周辺に悪臭を逸散してしまった。 			
予防措置（計画者・監督者・作業員）			
<ul style="list-style-type: none"> ・運転管理要領を規定し、日々運転状況を管理する。（計画者・監督者）¹⁾ ・活性炭を交換する条件を予め決めておく（日々の排気ガスをモニタリングし、異臭が検出された時点で交換する等）。（計画者・監督者） ・異臭がしたら速やかに監督者に報告する。（作業員） 			
応急措置			
<ul style="list-style-type: none"> ・担当者は速やかに揚水装置と曝気装置の運転を止め、活性炭交換の段取りをする。 			
その他、留意事項			
<ul style="list-style-type: none"> ・ガス検知管、臭気センサー、可燃性ガス感知器（LEL メーター）などの機器の利用が有効な場合がある。 ・人体に影響があるガスの放出の可能性があるため、異臭の有無を確認する際に、排気口にて直接臭いを嗅ぐことは厳禁である。 ・破過した活性炭は廃棄物である。適正に産業廃棄物として処理処分する。または、専門業者に再生して貰うこと。 			
関連法規等、出典	1) 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂版 p. 379-380		
キーワード	悪臭、活性炭、ガス検知管		
発生頻度	<input type="checkbox"/> 多 <input checked="" type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 少	重大性	<input type="checkbox"/> 致命的 <input type="checkbox"/> 重大 <input checked="" type="checkbox"/> 軽微

タイトル

活性炭の効果が無くなっています。

説明図



作業内容

曝気装置の運転管理

指示事項

- ・直接排気口に顔を近づけないこと。
- ・異臭がしたら速やかに監督者に報告する。

どんな不具合が起こりうるか？

だから私たちはこうします

本日の重点施策

ヨシ!!

サイン